

公 表 日

平成25年10月2日

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	微量PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 堂 蘭 俊多 八代市萩原町1-708-2
契約締結日	平成25年10月2日
契約の相手方の 氏名及び住所	光和精鉱(株)営業部 取締役営業部長 富山修 福岡県北九州市戸畑区飛幡町2-2
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,273,650 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,273,650 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 微量PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託業務
2. 履行場所 : 北九州市戸畑区中原46番地93
3. 随意契約の相手方 : 名称 光和精鋳(株)営業部
取締役営業部長 富山 修
住所 福岡県北九州市戸畑区飛幡町2-2
電話 093-872-2100
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

八代河川国道事務所が保有している微量PCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。)第7条第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)に従い、廃棄処理を行うことを目的とする。

2) 当該業務の内容

本業務は、微量PCB廃棄物(変圧器)の処理を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、PCB特別措置法に基づき、熊本県が定めた処理計画及び廃棄物処理法に従い、業務を実施する必要がある。

PCB処理の目的会社である「日本環境安全事業(株)」は、微量PCB汚染電気機器の処理を対象としておらず、本契約の目的である微量PCB汚染電気機器の廃棄については、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理施設の認定を受けた施設のみ限定される。

当該無害化処理施設として九州において認定されているのは、光和精鋳(株)営業部取締役営業部長 富山 修ただ一社のみである。

以上のことから、本業務を遂行するためには、法令の規定により相手方が一に定められているため、光和精鋳(株)営業部取締役営業部長 富山 修が唯一の契約相手方である。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記相手方と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

八代河川国道事務所 総務課長